

木造建築物電算プログラム認定手数料規程

1 趣旨

この規程は、木造建築物電算プログラム認定規程（HW-電算 001-2015）（以下、「規程」という。）第21条に基づき、木造建築物電算プログラム認定業務に係る手数料（以下、「手数料」という。）について、必要な事項を定める。

2 用語の定義

この規定において、表1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表1 用語の定義

用語	定義
認定手数料	認定を申請する場合の手数料である。
更新手数料	認定の有効期間満了に伴い、引き続き認定を受けようとする場合の手数料である。
変更手数料	認定内容を変更する場合の手数料である。
認定書の再交付料	認定書の再交付を行う場合の手数料である。

3 認定等の手数料

認定等の手数料は、表2に掲げる額とする。ただし、申請内容の程度により別途加算することができる。

表2 手数料の額（税抜）

項目		手数料
認定手数料	①壁量等計算	140万円
	②許容応力度計算	200万円
	③外皮省エネ計算	80万円
	④その他	別途算定
更新手数料*	⑤上記認定項目①～④	30万円
変更手数料	⑥上記認定項目①～④	55万円
	⑦技術的基準表1区分(イ)(5)に該当する軽微な内容	5万円
	⑧その他	別途算定
認定書の再交付料		1万円

*規程第9条第2項の更新申請時に規程第10条第2項の変更を行う場合、更新手数料は変更手数料（⑦を除く）の額とする。

附則

制定：平成19年08月10日 住木技19第257号
 施行：平成19年08月10日
 改正：平成24年04月25日 住木認24第050号
 施行：平成24年04月25日
 改正：平成26年12月12日 住木認26第107号
 施行：平成27年01月01日
 改正：平成27年09月14日 住木認27第142号
 施行：平成27年10月01日
 改正：平成27年11月01日 住木認27第168号
 施行：平成27年11月01日